

児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けられている方は届出が必要ですよ

児童扶養手当とは

ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童を扶養しているひとり親の方または父(母)に代わって養育している方に支給されます。

★支給額

区分	手当の全額を受給できる方	手当の一部を受給できる方
児童1人	月額44,140円	月額44,130円～10,410円
児童2人目の加算額	月額10,420円	月額10,410円～5,210円
児童3人目以降の加算額	月額6,250円	月額6,240円～3,130円

＜現況届の提出＞

毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっています。

現在、児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も

含みます)は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は受給資格を喪失することがありますので、届出期間(8月1日(火)～31日(木))内に必ず手続きをしてください。

特別児童扶養手当とは

知的障がいまたは身体障がい等の状態にある20歳未満の児童を監護している父または母、もしくはは父母に代わってその児童を養育している方に支給されます。

★支給額

・1級(重度障害児)53,700円
・2級(中度障害児)35,760円
＜所得状況届の提出＞

現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方(支給停止の方も含みます)は、全員所得状況届の提出が必要です。届出期間(8月10日(木)～9月11日(月))内に必ず手続きをしてください。

※それぞれの制度には、所得制限があります。支給要件、受給資格要件等詳細については、お問合せください。

問 子育て支援課 ☎内線306

おおいそ廃棄物減量化等推進員を委嘱

おおいそ廃棄物減量化等推進員は、地域のリーダーとして、ごみの減量化・資源化の普及啓発やごみの分別、排出指導などについて、町とともに活動しています。

ごみに関して理解や意欲のある方で、地区から推薦された次の25人の方に推進員を委嘱しています。

町民の皆さんも推進員の活動にご協力いただき、地区のごみ集積場所での分別精度の向上やごみの減量化・資源化を目指しましょう！(敬称略)

○地区推進員

- 鯉沼 博和(高麗)
- 石橋 泰信(東町)
- 鈴木 義美(長者町)
- 山本 巖(山王町)
- 山田 操(神明町)
- 中村 晃也(神明町)
- 宮川 裕之(北本町)
- 秋道 亮一(北下町)
- 宮代 秀一(南本町)
- 青木 紀子(南下町)
- 山田 節子(茶屋町)
- 齋藤 久美子(裡道)
- 木下 修司(台町)
- 柳田 進(西小磯東)
- 渡邊 雅春(西小磯西)
- 小島 陽雄(中丸)
- 毛利 泰輔(馬場)

蜂(スズメバチ)の駆除はお早めに！

気温が高くなると、家の軒下や庭木に蜂の巣を見かけることがあります。梅雨が明けた頃から、急激に蜂の防衛本能が強まり攻撃してくるようになります。屋根裏や戸袋など狭いところにも巣を作るので注意してください。

【蜂駆除費補助制度】

スズメバチの駆除を専門業者に依頼した場合、駆除にかかった費用の1/2(限度額1万円)に相当する額を補助する制度があります。

○申請に必要なもの

- ・駆除前と駆除後の写真
- ・駆除業者の領収書等

【蜂防護服貸出制度】

町では、自分自身で駆除を希望する方に蜂防護服の貸出しをしています。ご希望の方は環境課にお問合せください。

※町では、個人の敷地内における蜂の駆除は行っていません。

問・申 環境課 ☎(72) 4438

問 環境課 ☎(72) 4438

深夜の花火は禁止です！

「大磯町美しいまちづくり条例」により、22時から6時までには河川や海岸などの公共の場所や静穏を害するおそれのある場所で、爆竹やロケット花火などの爆発音を発する花火を禁止しています。

花火を楽しんだ後は、必ず消火し、その場で出た「ごみ」と一緒に必ず持ち帰りましょう。

近隣の住民の皆さんに迷惑にならないよう、ルールとマナーの遵守をお願いします。

問 環境課 ☎(72) 4438